

## 第 15 回平川市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 8 年 4 月 15 日（水） 14 時 59 分～15 時 56 分

2 開催場所 平川市役所 4 階 大会議室 2

3 出席農業委員（19 名）

1 番委員	今井 由香里	2 番委員	今井 文雄	3 番委員	駒井 雄多
4 番委員	山口 知治	5 番委員	大川 哲彌	6 番委員	花田 昭二
7 番委員	花田 良造	8 番委員	對馬 忠法	9 番委員	齋藤 美也子
10 番委員	外川 清孝	11 番委員	葛西 松静	12 番委員	工藤 守
13 番委員	今井 龍美	14 番委員	小山内 知寛	15 番委員	木村 雅栄
16 番委員	葛西 雅博	17 番委員	古川 榮	18 番委員	桑田 久毅
19 番委員	高井 美奈子				

4 出席農地利用最適化推進委員【調査員】（7 名）

平賀-1	赤平 和総	平賀-2	阿部 功	平賀-3	小野 哲
平賀-5	谷川 一雄	尾上-1	森内 優加利	尾上-2	葛西 均
碓ヶ関	平山 純一				

5 欠席農地利用最適化推進委員（1 名）

平賀-4	齋藤 陽徳				
------	-------	--	--	--	--

6 出席事務局職員（5 名）

事務局長	中畑 高稔	事務局長補佐	福士 鉄也	事務局係長	外川 隆子
主査	佐藤 千尋	碓ヶ関支局長補佐	成田 剛		

7 議事日程等

第 1 議事録署名者の指名

第 2 会期の決定

第 3 議案審議

議案第 44 号 平川農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議案第 45 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について

議案第 46 号 農用地利用集積等促進計画案の作成要請について

報告第 34 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

報告第 35 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について

報告第 36 号 使用貸借合意解約書の受理について

報告第 37 号 農地改良届出書（盛土等の届出書）の受理について

## 8 会議の概要

あいさつ (省略)

農業委員会憲章  
唱和 (委員全  
員)

【開会 15時02分】

議長 (今井龍  
美)

これより、第15回総会を開会いたします。  
ただ今の出席委員は、19名です。  
定足数に達しておりますので会議は成立いたします。  
議事録署名者を決定したいと思いますが、議長より指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議長より指名いたします。  
10番 外川 委員、12番 工藤 委員の両名にお願いいたします。  
次に、会期についてお諮りいたします。  
会期を本日1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、会期は本日1日間と決定いたします。  
議案説明のため、中畑事務局長、福土事務局長補佐、成田碓ヶ  
関支局長補佐、外川係長、佐藤主査の出席を求めました。書記に  
は、成田碓ヶ関支局長補佐を採用いたします。  
それでは議案審議に入ります。  
本日の議案は、お手元に配付してある議案第44号から第46号  
の3件、ほかに報告が4件でございます。  
はじめに、議案第44号を議題とし、事務局に説明を求めま  
す。

外川係長

議案の1ページをご覧ください。  
議案第44号平川農業振興地域整備計画の変更に係る意見につ  
いて、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2

項の規定により、平川市長から別紙のとおり依頼があったので意見を求めるものです。

2 ページをご覧ください。

整理番号 1 番の農業振興地域を変更する区域は、3 ページのとおり、ひらかドームから南へ約 500 m に位置するところです。土地利用計画は、4 ページのとおり農家住宅の建築ですが、昭和 60 年に建築済のため、今回の変更箇所は建築済の住宅部分となります。

今回の農振除外申請された面積は、畑 1 筆 895 m<sup>2</sup>のうちの 112 m<sup>2</sup>です。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。  
議案審議のため、暫時休憩いたします。

【休憩 15 時 05 分】

【再開 15 時 15 分】

議長

それでは、会議を再開します。  
議案第 44 号について、質疑、ご意見を求めます。  
何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、議案第 44 号について、事務局の説明のとおり、許可相当と決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり許可相当と決定いたします。

議長

次に、議案第 45 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

佐藤主査

5 ページをご覧ください。

議案第 45 号農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について、農地法施行令第 1 条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。総会資料とは別に配

布しております、別添1：農地法第3条調査書と併せて、6ページをご覧ください。

所有権移転について、1番から8ページの6番までは譲渡人の要望、7番と9ページの8番は新規就農、9番から10ページの12番までは耕作便利、13番は親からの受贈によるものです。

件数は13件、面積22,247㎡、田11筆17,598㎡、畑11筆4,649㎡です。

続いて、11ページをご覧ください。

賃貸借権設定について、1番から12ページの4番までは貸付人の要望、5番から14ページの10番までは経営拡大、14ページ・15ページの11番は再設定、12番は耕作便利、15ページから24ページの13番は法人への貸し直しによるものです。

件数は13件、面積203,711㎡、田79筆167,309㎡、畑49筆36,402㎡です。

続いて、25ページをご覧ください。

使用貸借権設定について、1番と25ページ・26ページの2番は親からの経営継承、27ページの3番は祖父からの経営継承、27ページ・28ページの4番は再設定によるものです。

件数は4件、面積40,852㎡、田15筆21,855㎡、畑13筆18,997㎡です。

今回、申請のあった案件については、申請事由により現地調査対象外である案件を含め、別添1のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

現地調査を担当した委員の方から特に疑問点等がなければ、そのまま採決をとりたいと思います。

何か、ございませんか。

16番 葛西委員

議長、16番

議長

16番、葛西委員

16番 葛西委員

14ページ10番についてですが、本件は南田中地区に位置する運動施設のそばにある田んぼで、薬剤散布の際に施設利用者に対して影響が出るのではないかと苦慮しているところですが、何らかの対策を取っているものかお知らせください。

佐藤主査 特に確認は取っておりませんが、通常、耕作者から近隣住民へ薬剤散布実施の日時等の周知を行うことで、特に問題は起こっておらず、委員ご指摘のスポーツ施設の利用者についても同様と考えております。

事務局長 議長、事務局長

議長 事務局長

事務局長 ただ今の説明を補足いたします。農林課では、農薬の散布に係る注意喚起のお知らせを年に一回ほど実施しています。これまで民家からの苦情が稀にある程度で、スポーツ施設および公共施設等からの苦情はありませんでした。耕作者も十分に配慮しながら薬剤散布を実施しているものと思われまして、もし苦情があれば農林課にて対応したいと考えています。

議長 他に、何かございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 それでは、所有権移転の1番から13番、賃貸借設定の1番から12番、使用貸借権設定の1番から4番について、質疑、ご意見を求めます。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

議長 次に、賃貸借権設定の13番については、8番 対馬委員に関する案件ですので、議事参与の制限の規定に準じ、対馬委員に退席を求めます。

(対馬委員 退席)

議長

それでは、13 番について、質疑、ご意見を求めます。  
何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。  
對馬委員の入室を許可します。

(對馬委員 着席)

議長

次に、議案第 46 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

佐藤主査

29 ページをご覧ください。

議案第 46 号農用地利用集積等促進計画案の作成要請について農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農地中間管理機構に対して、別紙のとおり農用地利用集積等促進計画案の作成を要請したいので審議を求めるものです。

30 ページをご覧ください。

所有権移転について、整理番号 1 番及び 2 番は経営拡大、31 ページの 3 番は借入地の買い受けによるものです。

なお、市による公告は令和 8 年 5 月末頃の予定です。

件数は 3 件、面積 21,634 m<sup>2</sup>、田 8 筆 7,358 m<sup>2</sup>、畑 6 筆 14,276 m<sup>2</sup>です。

続いて、32 ページをご覧ください。

利用権設定について、整理番号 1 番は、所有者の死亡後、相続人が不明であることから「所有者不明農地」として県知事裁定を経て借受人へ貸し付ける農地です。

契約期間は 10 年で、契約の終期は、知事裁定による権利の存続期間最終日である令和 18 年 3 月 31 日となります。

件数は 1 件、面積 7,047 m<sup>2</sup>、畑 2 筆です。

今回、申請のあった案件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。  
それでは、所有権移転の1番から3番、利用権設定の1番について、質疑、ご意見を求めます。  
何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。  
次に、報告4件について、事務局に説明を求めます。

佐藤主査

33ページをご覧ください。

報告第34号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、農地法施行規則第21条の規定により、農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので報告するものです。

34ページをご覧ください。

こちらは、令和8年2月から同年3月までの間に受理した、相続による届出の一覧となります。

件数は20件、面積173,401 m<sup>2</sup>、田63筆、畑80筆です。

続いて、35ページをご覧ください。

報告第35号農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。

総会資料とは別に配付しております、別添2：関連案件一覧と併せて、36ページをご覧ください。

1番は借受人の死亡、2番は貸付人が耕作するため、3番は法人へ貸し直すため、36ページ・37ページの4番と5番は他者へ売却するため、6番から38ページの9番までは他者へ貸付するため解約するものです。

件数は9件、面積64,585 m<sup>2</sup>、田35筆 64,556 m<sup>2</sup>、畑1筆 29 m<sup>2</sup>です。

続いて、39ページをご覧ください。

報告第36号使用貸借合意解約書の受理について、別紙のお

り使用貸借合意解約書を受理したので報告するものです。

こちらについても、総会資料とは別に配布しております、別添2：関連案件一覧と合わせて、40ページをご覧ください。

1番は借受人へ貸し直すため、40ページ・41ページの2番は貸付人の要望により解約するものです。

件数は2件、面積29,575 m<sup>2</sup>、田6筆 13,968 m<sup>2</sup>、畑11筆 15,607 m<sup>2</sup>です。

以上です。

外川係長

続きまして、42ページをご覧ください。

報告第37号農地改良届出書（盛土等の届出書）の受理について、このことについて、別紙のとおり農地改良届出書を受理したので報告するものです。

43ページをご覧ください。

整理番号1番の届出地は44ページのとおり、竹館小学校から南東に約900 mに位置するところです。土地利用計画は45ページのとおりで、盛土の高さは約1 m、盛土後はりんごを作付けする予定です。

今回の届出件数は1件で、面積2,478 m<sup>2</sup>、田2筆です。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

報告事項ではございますが、何か聞きたいことがありましたらお願いします。

（「なし」の声あり）

議長

ないようですので、以上をもちまして、本日の議案審議は全て終了いたしました。

議長

よって、第15回総会を閉会いたします。

【閉会 15時56分】